

2025年6月13日 全6頁

「トランプ 2.0」、外国企業への「報復課税」？

Section 899（案）、米国に投資する日本企業にもダメージの可能性有

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鈴木 利光

[要約]

- 2025年5月22日、第二次トランプ政権の最重要政策である、減税及び予算調整を定める‘One Big Beautiful Bill Act’（OBBBA）が、下院を通過した。
- このOBBBAの下院案に、ひっそりと仕掛けられた「時限爆弾」が、内国歳入法における‘Section 899’の新設である。
- ‘Section 899’は、「差別的な外国」に帰属する企業等の米国内源泉収入に適用される税率を、最大で20%pt引き上げる条項である。
- 背景には、米国の大手テック企業をターゲットにした、経済協力開発機構（OECD）主導の「グローバル・ミニマム課税」への「報復」があると考えられる。
- 日本の場合、軽課税所得ルール（UTPR）を令和7年度税制改正で導入していることから、「差別的な外国」と認定されることが想定される。
- 仮に‘Section 899’が下院案から大きな変更なく可決された場合、日本政府は、関税のケースと同様、日本企業や日本の投資家への影響度調査が不可欠になる。

1. ‘Section 899’とは？

2025年5月22日、第二次トランプ政権の最重要政策である、減税及び予算調整を定める‘One Big Beautiful Bill Act’（OBBBA）が、下院を通過した¹。

このOBBBAの下院案に、ひっそりと仕掛けられた「時限爆弾」が、内国歳入法における‘Section 899’の新設である。

‘Section 899’は、「差別的な外国」に帰属する企業等の米国内源泉収入に適用される税率を、最大で20%pt引き上げる条項である。

¹ 米国議会ウェブサイト参照 ([Text - H.R. 1 - 119th Congress \(2025-2026\): One Big Beautiful Bill Act | Congress.gov | Library of Congress](https://www.congress.gov/libraries/congressional-research-service/reports-and-testimony-on-legislation/one-big-beautiful-bill-act))

背景には、米国の大手テック企業をターゲットにした、経済協力開発機構（OECD）主導の「グローバル・ミニマム課税」への「報復」があると考えられる²。

‘Section 899’の適用範囲は幅広く、海外から米国への直接投資の80%超が網にかかるという³。

議会両院税制合同委員会（Joint Committee on Taxation）は、‘Section 899’の導入により、向こう10年間で約1,163億ドルの税収を見込むも、2033年以降は財政赤字拡大要因となると予測している（図表）。

‘Section 899’の新設案は、ウォール街では極めて不評で、米ドル及び米国債の価値毀損、ひいては投資家の「米国離れ」が懸念されている⁴。

図表 ‘Section 899’の税収見込み（Joint Committee on Taxation）

（単位：100万ドル）

2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2025-2029	2025-2034
0	12,560	28,721	31,810	27,259	19,241	9,514	160	-4,828	-8,134	100,351	116,303

（出所）‘ESTIMATED REVENUE EFFECTS OF TAX PROVISIONS TO PROVIDE FOR RECONCILIATION OF THE FISCAL YEAR 2025 BUDGET AS PASSED BY THE HOUSE OF REPRESENTATIVES ON MAY 22, 2025’（Joint Committee on Taxation, 2025/6/2）

2. どのような場合に適用される？

‘Section 899’は、「差別的な外国」（Discriminatory Foreign Countries）に帰属する企業等が、米国内で収入を得た場合に、その収入に対して米国内で課される税を、本則に比して引き上げる条項である。

したがって、米国内で収入のある外国企業は、まず、自社の本籍国が「差別的な外国」にあたるか否かを確認する必要がある。

3. 「差別的な外国」とは？

「差別的な外国」とは、「不公正な税制」（Unfair Foreign Tax）を備える国をいう。

‘Section 899’は、「差別的な外国」を明示列挙していない。財務長官が別途ガイダンスを公表し、そこでリストアップする予定となっている（四半期ごとに更新）。

² OECD 主導の「グローバル・ミニマム課税」の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

■ [「グローバル・ミニマム課税の導入」（金本悠希、2022/12/28）](#)

■ [「デジタル課税・ミニマムタックスの最終合意」（金本悠希、2021/10/22）](#)

³ ‘What Are the Goals of Retaliatory Tax Policies?’（Tax Foundation, 2025/5/21）

⁴ 例えば、‘U.S. foreign tax bill sends jitters across Wall Street’（CNBC, 2025/5/30, 2025/6/2 更新）参照

4. 「不公正な税制」とは？

‘Section 899’ は、「不公正な税制」として、以下を列挙している。

- ✓ デジタル・サービス税 (digital services tax: DST) ^(※1)
- ✓ 迂回利益税 (diverted profits tax: DPT) ^(※2)
- ✓ 軽課税所得ルール (undertaxed profits rule: UTPR) ^(※3)
- ✓ その他、財務長官が「米国に対して域外適用的、又は差別的」と認める税制

(※1) デジタル・サービス税 (DST) は、例えば、ある企業が SNS や検索エンジン、オンラインマーケットプレイスなどのデジタル・サービスを外国に対して提供している場合に、その企業がその国に恒久的施設を設けていなくても、その国がその企業に対してサービスによる（利益ではなく）収入の一定割合に課税するものが該当する

(※2) 迂回利益税 (DPT) は、多国籍企業がタックスヘイブンに設けた子会社へのロイヤリティ支払などにより、その子会社に人為的に利益を移転している場合に、その利益に対して一定割合の税率で課税するものが該当する。

(※3) 軽課税所得ルール (UTPR) は、親会社等の税負担が最低税率の 15% に至らない一定の場合に、子会社等の所在地で税率が 15% に至るまで課税を行うものが該当する。

なお、上記に列挙した項目に該当するとしても、米国企業又は米国人に（直接・間接問わず）適用されなければ、「不公正な税制」にはあたらない。

消費税 (value added tax: VAT) は、明示的に除外されている。

デジタル・サービス税 (DST) は、オーストリア、カナダ、フランス、イタリア、スペイン、トルコ、英国、インド等が導入済みである。

迂回利益税 (DPT) は、英国、オーストラリアが導入済みである。

軽課税所得ルール (UTPR) は、EU 加盟国の大半、トルコ、韓国、タイ等、そして日本が導入済みである。

日本の軽課税所得ルール (UTPR) は、令和 7 年度税制改正にて「グローバル・ミニマム課税」の一つとして導入が決定され、2026 年 4 月 1 日以後適用開始予定となっている⁵。

⁵ 国税庁ウェブサイト参照 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/global-minimum/index.htm>)

5. 具体的な対象者は？

‘Section 899’の具体的な対象者は、「差別的な外国」に帰属する、以下の者である。

- ✓ 政府、政府系企業、ソブリン・ウェルス・ファンド
- ✓ 個人（米国在住者を除く）
- ✓ 企業（米国企業の海外子会社を除く）
- ✓ 未公開企業（他の「具体的な対象者」の子会社である場合のみ）
- ✓ プライベート財団
- ✓ トラスト（受益権の過半が、他の「具体的な対象者」によって直接又は間接的に保有されている場合のみ）
- ✓ パートナーシップ、ブランチ

6. 間接投資であっても対象になる？

‘Section 899’は、直接投資のみならず、間接投資（例えば、「差別的な外国」に帰属する投資家が、タックスヘイブンに本籍を置くファンドやトラストを通じて米国証券を購入するケース）をも捕捉する（前記「5.」参照）。

したがって、例えば、「差別的な外国」に帰属する投資家がケイマン諸島籍のファンドを通じて米国証券を購入しても、そのファンドが当該投資家の支配下にある場合は、‘Section 899’の適用を免れない。

7. 対象となる米国内源泉収入は？

‘Section 899’の適用対象となる米国内源泉収入は、以下のとおりである（数字は現行の税率）。

- ✓ 配当、利子^(※1)、ロイヤルティ、賃貸料、報酬、その他の定期的な所得等：30%^(※2)
- ✓ パートナーシップを通じた実質関連所得^(※3)：21%^(※4)
- ✓ 不動産売却益：15%
- ✓ ブランチの収入：30%

(※1) 後述の例外あり。

(※2) 日本の場合、日米租税条約により、配当は10%、利子は0%（ただし、利益連動債の利子については10%）に軽減されている。

(※3) effectively connected income

(※4) 法人の場合の税率。個人の場合、「最高37%」。

利子のうち、公社債利子非課税制度 (Portfolio Interest Exemption) の対象となるもの、すなわち、米国債や米国企業の社債の保有により生じた利子は、‘Section 899’ の適用対象外である。

‘Section 899’ の適用対象となる利子としては、利益連動債や銀行融資のそれが想定される。

8. 加算される税率は？

‘Section 899’ は、「差別的な外国」に帰属する投資家の米国内源泉収入に適用される税率を、最大で 20%pt 引き上げる条項である。

引き上げのペースは、一年で 5%pt ずつであり、「不公正な税制」がなくなれば翌年からは適用されない。

租税条約により税率が軽減されている場合、税率加算のスタート地点はその軽減された税率となる。

ただし、「20%pt 引き上げ」というキャップは、本則の税率に対して適用される。

したがって、配当に対する税率は、租税条約の有無を問わず、最大で 50%となる (前記「7.」参照)。

9. いつから適用される？

‘Section 899’ が想定する適用開始日は、以下のうち最も遅い日である (国によって異なる)。

- ✓ OBBBA 制定日から 90 日後
- ✓ 「不公正な税制」制定日から 180 日後
- ✓ 「不公正な税制」の適用開始日

日本の場合、令和 7 年度税制改正 (2025 年 3 月 31 日成立) で導入が決まった軽課税所得ルール (UTPR) は、2026 年 4 月 1 日以後適用開始なので、上記のうち最も遅い日は、「2026 年 4 月 1 日」と見込まれ、この日を境に日本企業等に対して ‘Section 899’ が適用されると予想される。

10. このままの内容で可決される？

Section 899’ は、ウォール街からの評判は極めて悪いものの、現在審議中の上院議員からは悪評が目立って出ておらず、共和党上院議員からはおおむね支持されている模様である⁶。

そのため、現時点では、‘Section 899’ が下院案から大きな変更なく可決される可能性が否めない。

なお、下院歳入委員長の Jason Smith 氏（共和党）は、‘Section 899’ について、「この条項（案）は、諸外国が米国企業に対して『不公正な税制』を課せば、それには報復が伴うことを理解させ、自国の『不公正な税制』を見直す機会を与えるものだ。これが実際に施行されないことを願う」といった趣旨の内容を述べている⁷。

Smith 氏の発言からすると、下院は、‘Section 899’ を、外国に対して「不公正な税制」を取り下げようように圧力をかけるための「交渉ツール」として捉えている。

11. どうすれば適用を免れられる？

‘Section 899’ の適用を免れるには、「差別的な外国」と認定されることを回避するしかない。

そのためには、「不公正な税制」を廃止するか、それを米国企業又は米国人に対して適用しないようにするしかない。

なお、日本の場合、軽課税所得ルール（UTPR）を令和 7 年度税制改正で導入していることから、「差別的な外国」と認定されることが想定される。

仮に ‘Section 899’ が下院案から大きな変更なく可決された場合、日本政府は、関税のケースと同様、日本企業や日本の投資家への影響度調査が不可欠になろう。

以上

⁶ ‘Trump ‘revenge tax’ may open new front in global trade war, with consequences for your wallet’ (MarketWatch, 2025/6/2)

⁷ ‘GOP tax chief says Trump bill will keep foreign nations “in check”’ (AXIOS, 2025/5/30)